

## Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2026年1月22日号



※リンクをクリックすると各項目にジャンプします

<Index>		
<u>法人課税</u>	1	大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）の創設 P. 3
	2	研究開発税制の見直し P. 4
	3	賃上げ促進税制（給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度） P. 9
	4	大企業についての特定税額控除規定の不適用措置の見直しと延長 P. 11
	5	オープンイノベーション促進税制の見直し及び期限延長 P. 12
	6	戦略分野国内生産促進税制の見直し P. 13
	7	カーボンニュートラル投資促進税制の見直し及び期限延長 P. 13
	8	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 P. 14
	9	投資簿価修正における調整勘定対応金額の加算措置の計算 P. 15
	10	認定株式分配（パーシャルスピンオフ）に係る課税の特例の見直し P. 15
	11	企業再生に関する税制の見直し P. 16
	12	企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設 P. 16
	13	その他の特別措置等 P. 17
<u>ファンド税制</u>	1	外国組合員に対する課税の特例の見直し P. 21
<u>国際課税</u>	1	グローバル・ミニマム課税への対応 P. 21
	2	外国子会社合算税制等の見直し P. 22
<u>消費課税</u>	1	国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し P. 23
	2	適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し P. 25
	3	その他 P. 27

<b>個人所得課税</b>	1	物価上昇局面における対応及び成長投資拡大に向けた環境整備	P. 27
	2	資産形成の促進に向けた取組みの拡充と金融を通じた経済成長	P. 30
	3	公平な納税のための環境整備	P. 30
	4	防衛力強化に係る財源確保のための税制上の対応	P. 31
	5	同族会社以外の法人（特定法人）が発行した社債の利子等への課税区分の見直し	P. 31
<b>資産課税</b>	1	貸付用不動産等の評価方法の見直し	P. 32
	2	教育資金の一括贈与非課税措置の見直し	P. 33
	3	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度における特例承継計画の提出期限の見直し	P. 33
	4	個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における個人事業承継計画の提出期限の見直し	P. 34
<b>その他今後の検討課題</b>	1	第 1 の柱の「市場国への新たな課税権の配分等」（利益 A）及び「移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化」（利益 B）	P. 34

# はじめに

2025(R7)年12月19日、与党より令和8年度税制改正大綱（以下「大綱」）が公表され、12月26日に閣議決定された。

本ニュースレター「令和8年度税制改正の詳解」では、大綱の項目のうち、法人に関する分野（法人課税、国際課税など）を中心に、図解等を用いて詳しく解説する。

なお、以下の内容は大綱に基づくものであり、実際の適用に当たっては、2026(R8)年3月までに成立が見込まれる関連法令等を確認する必要がある点に、留意されたい。

## 法人課税

### 1. 大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）の創設

#### (1) 概要

「強い経済」を実現するため、国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から、全ての業種を対象とし、大胆な設備投資の促進に向けた税制が創設される。

具体的には、産業競争力強化法の改正を前提に、生産等設備を構成する一定の機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで特定生産性向上設備等（仮称）に該当するもの（以下「特定機械装置等」）の取得等をし、これを国内にあるその法人の事業の用（貸付けの用を除く）に供した場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度においてその特定機械装置等について普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（即時償却）とその取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物については、4%）の税額控除との選択適用ができる措置が設けられる。

#### (2) 適用対象法人及び適用条件

当該税制措置の適用対象法人及び適用条件は以下のとおりである。

改正案	
対象法人	青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法の改正法の施行の日から2029(R11)年3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受けたもの
適用条件	産業競争力強化法の改正法の施行の日から2029(R11)年3月31日までに経済産業大臣の確認を受け、確認日から5年以内に特定生産性向上設備等（仮称）の取得等（*1）をし、国内にあるその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用を除く） （*1）建物については改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう）のための工事による取得又は建設を含む

#### (3) 対象資産

当該税制措置の対象となる資産は以下のとおりである。

改正案													
対象資産	生産等設備（*2）を構成する以下のもので、経済産業大臣の確認基準に適合することについて確認を受けたもの（特定生産性向上設備等）												
	<table border="1"><thead><tr><th>設備の種類</th><th>最低取得価額</th></tr></thead><tbody><tr><td>機械装置</td><td>160万円以上</td></tr><tr><td>工具及び器具備品</td><td>120万円以上（*3）</td></tr><tr><td>建物</td><td>1,000万円以上</td></tr><tr><td>建物附属設備及び構築物</td><td>120万円以上（*4）</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>70万円以上</td></tr></tbody></table>	設備の種類	最低取得価額	機械装置	160万円以上	工具及び器具備品	120万円以上（*3）	建物	1,000万円以上	建物附属設備及び構築物	120万円以上（*4）	ソフトウェア	70万円以上
設備の種類	最低取得価額												
機械装置	160万円以上												
工具及び器具備品	120万円以上（*3）												
建物	1,000万円以上												
建物附属設備及び構築物	120万円以上（*4）												
ソフトウェア	70万円以上												

	<p>(*2) その法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているもの。事務用器具備品、本店、寄宿舎等の建物、福利厚生施設等は該当しない</p> <p>(*3) それぞれ 1 台又は 1 基の取得価額が 40 万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が 120 万円以上のものを含む</p> <p>(*4) 建物附属設備については、一の取得価額が 60 万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が 120 万円以上のものを含む</p>
--	--

#### (4) 経済産業大臣の確認基準

特定生産性向上設備等に係る経済産業大臣の確認基準の主なものは以下のとおりである。

	改正案
経済産業大臣の確認基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生産等設備を構成する生産性向上設備等の取得価額の合計額が 35 億円以上（中小企業者又は農業協同組合等については、5 億円以上）であること</li> <li>■ 年平均の投資利益率が 15% 以上となることが見込まれるものであること</li> <li>■ その実現に必要な資金調達手段が記載されていること</li> <li>■ 取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること</li> <li>■ 上記のほか、生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等</li> </ul>

#### (5) 重複適用の制限

本税制に係る投資計画の確認を受けた法人については、その投資計画の期間中においては、次の措置の適用を受けることができない。

- 地域未来投資促進税制
- 中小企業経営強化税制
- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

#### (6) 不適用措置

中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く）又は農業協同組合等以外の法人で、当該事業年度の所得 > 前期の所得である一定の事業年度で、次の①②いずれかに該当しない事業年度においては、本制度（繰越税額控除制度を除く）は適用されない。

左記以外
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本金10億円以上かつ常時使用する従業員1,000人以上</li> <li>・ 常時使用する従業員数が2,000人超</li> </ul> <p>① 繼続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較 給与等支給額に対する増加割合 <math>\geq 2\%</math></p> <p>② 国内設備投資 &gt; 当期償却総額 <math>\times 40\%</math></p>

## 2. 研究開発税制の見直し

AI・量子・バイオ等の国家戦略として重要な技術領域への研究開発を促す観点から、研究開発税制について「戦略技術領域型」が新たに創設され、重点産業技術試験研究費の 40% 又は 50% 相当額の税額控除が可能となる。また、試験研究費を増加させるインセンティブを更に強化する観点から、一般型の控除率カーブ及び控除上限の変動措置について見直しが行われる（所得税についても同様）。

#### (1) 重点産業技術試験研究費の税額控除制度の創設

国家戦略として重要な技術領域への企業の研究開発を促す観点から、新たに「戦略技術領域型」が創設され、産業技術力強化法の重点産業技術（仮称）（AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙）に係る試験研究費について、既存の措置と別枠の税額控除率・控除上限が設定される。

具体的には、産業技術力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で産業技術力強化法の重点研究開発計画（仮称）につき同法の認定を受けたもの（以下「認定研究開発法人」）の適用期間内の日を含む各事業年度において、重点産業技術試験研究費の額（一般試験研究費の額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び特

別試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける場合のその適用を受ける金額を除く)がある場合には、重点産業技術試験研究費の額の40% (特別重点産業技術試験研究費の額の場合には、50%) の税額控除ができることとする制度が設けられる。

措置の概要は、次のとおりである。

項目	改正案
対象法人 (認定研究開発法人)	青色申告書を提出する法人で産業技術力強化法の改正法の施行の日から2029(R11)年3月31日までの間に同法の重点研究開発計画(仮称)につき同法の認定を受けたもの
対象事業年度	適用期間 (*1) 内の日を含む各事業年度 (*1) 適用期間: 重点研究開発計画の認定を受けた日(認定日)から同日以後5年を経過する日(5年経過日)までの期間をいい、その認定に係る重点研究開発計画の計画期間の終了の日(計画期間終了日)が5年経過日前の場合には、認定日から計画期間終了日までの期間
対象となる試験研究費	重点産業技術試験研究費の額 (*2) がある場合 (*2) 重点産業技術試験研究費の額: 認定研究開発法人が、適用期間内において支出するその認定に係る重点研究開発計画に従って行う特定重点研究開発 (*3) に係る試験研究費の額 (*3) 特定重点研究開発: 産業技術力強化法の重点産業技術(仮称)(AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙)のうち特に早期の企業化が期待されるものとして一定の基準に該当するものに関する研究及び開発であることについて確認を受けた研究及び開発
優遇措置の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 重点産業技術試験研究費の額の40% (特別重点産業技術試験研究費の額 (*4) の場合には、50%) の税額控除ができる</li><li>(*4) 特別重点産業技術試験研究費の額: 重点産業技術試験研究費の額のうち産業技術力強化法の重点産業技術共同研究開発機関(仮称)と共同して行う試験研究又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する試験研究に係るもの</li><li>■ 控除税額は、当期の法人税額の10%を上限</li><li>■ 控除限度超過額は3年間の繰越しができ、認定研究開発法人が繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が前期の試験研究費の額を超える場合に限り、適用できる</li></ul>

なお、通算法人については、試験研究費の税額控除制度について基本的に通算グループを一体として計算することとされていることから、控除上限額、繰越税額控除制度の適用要件等について、通算グループ全体の数字等による判定・計算を行うこととされるなど、必要な措置がとられる。

## (2) 一般試験研究費の税額控除についての見直し

2027(R9)年4月1日以後に開始する各事業年度から、一般試験研究費の額に係る税額控除制度における税額控除率の算式について、よりインセンティブが働くよう、控除率カーブ及び控除上限の変動措置の見直しが行われる。

改正案の概要は次表のとおりであり、改正項目①～③については後述の【改正項目】以下の説明を参照されたい。

	現行		改正案			
	増減試験研究費割合	税額控除率の計算方法	税額控除率の上限・下限	増減試験研究費割合	税額控除率の計算方法	税額控除率の上限・下限
税額控除率	0%未満の場合 (※1)	$8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times \frac{8.5}{30}$	なし	<u>3%以下</u> の場合①	$8.5\% + (\text{増減試験研究費割合}-3\%) \times \frac{8.5}{13}\textcircled{1}$	なし (現行と同様)
	0%以上12%以下の場合 (※2)	$11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$	1% (※2)	<u>3%超15%以下</u> の場合①	$8.5\% + (\text{増減試験研究費割合}-3\%) \times 0.25\textcircled{1}$	なし (現行と同様)
	12%超の場合	$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合}-12\%) \times 0.375$	10% (14%)	<u>15%超</u> の場合①	$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合}-15\%) \times 0.375\textcircled{1}$	10% (14% $\diamond$ ) (現行と同様) ①
	平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える場合、(上記で算出した割合) × (控除割増率(※))に相当する割合を加算する  (※) 控除割増率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5 (10%を上限)			(現行と同様) ② $\diamond$		
控除税額の上限	当期の法人税額×25% (ア)一定のベンチャー企業は、40% (イ)試験研究費の増減に応じて、控除税額の上限を加算又は減算する ・増減試験研究費割合が4%を超える部分は、1%当たり当期の法人税額の0.625% (5%を上限)を加算 ・増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る部分は、1%当たり当期の法人税額の0.625% (5%を上限)を減算			当期の法人税額×25% (ア)一定のベンチャー企業は、40% (現行と同様) (イ)試験研究費の増減に応じて、控除税額の上限を加算又は減算する③ $\diamond$ ・増減試験研究費割合が <u>7%</u> を超える部分は、1%当たり当期の法人税額の0.625% (5%を上限)を加算 ・増減試験研究費割合が <u>マイナス1%</u> を下回る部分は、1%当たり当期の法人税額の0.625% (5%を上限)を減算		
	平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える場合、(試験研究費割合 - 10%) × 2に相当する割合 (10%を上限)が上乗せ			(現行と同様) ② $\diamond$		

◇は、2028(R10)年度末 (改正案)までの時限措置

(※1) 2026(R8)年4月1日以後に開始する事業年度に限る。2026(R8)年3月31日以前に開始する事業年度においては0%未満の区分は無し。

(※2) 2026(R8)年3月31日以前に開始する事業年度においては、増額試験研究費割合が12%以下の場合(0%未満との区分無し)。また、2026(R8)年4月1日以後に開始する事業年度については、税額控除率の下限を1%とする特例は撤廃された。

#### 【改正項目】

- ① 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、税額控除率の計算が見直される。また、税額控除率の上限を14%とする特例の適用期限が3年延長される。
- ② 平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える場合における、税額控除率の加算措置及び控除税額上限の上乗せ措置の適用期限が3年延長される。
- ③ 2027(R9)年4月1日から2030(R12)年3月31日までの間に開始する各事業年度の控除税額の上限について、増減試験研究費割合に応じて加減算される特例の計算が見直される。また、大綱で明記されていないが、平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える場合には、当該特例と試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における控除税額の上限の上乗せ特例(②)とのうち控除税額の上限が大きくなる方の特例が適用される現行の取扱いは継続すると見込まれる。

### (3) 中小企業者の試験研究費の税額控除（中小企業技術基盤強化税制）についての見直し

中小企業者等に対して適用される中小企業技術基盤強化税制に係る税額控除制度について、上乗せ特例の適用期限が3年延長され、また、繰越税額控除制度が創設される。

	現行			改正案		
	増減試験研究費割合	税額控除率の計算方法	税額控除率の上限・下限	増減試験研究費割合	税額控除率の計算方法	税額控除率の上限・下限
税額控除率	12%以下の場合	12%	—	(現行と同様)		
	12%超の場合	$12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$	17%			
	平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える場合、(上記で算出した割合) × (控除割増率) (※)に相当する割合を加算する (※)控除割増率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5 (10%を上限)					
控除税額の上限	当期の法人税額×25% (ア) 増減試験研究費割合が12%を超える場合は、35% (イ) 増減試験研究費割合が12%以下で、かつ、平均売上金額に対する試験研究費の割合が10%を超える場合、(試験研究費割合 - 10%) × 2に相当する割合(10%を上限)が25%に上乗せ			(現行と同様)		
繰越税額控除	制度なし (控除限度超過額は、繰越不可)			控除限度超過額は3年間の繰越しができることとされる ➢ 繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に限り適用できる。 ➢ ただし、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度は、適用不可。 ➢ なお、通算法人については、試験研究費の税額控除制度について基本的に通算グループを一体として計算することとされていることから、繰越税額控除制度の適用要件等について、通算グループ全体の数字等による判定・計算を行うこととされるなど、必要な措置がとられる。		

### (4) 特別試験研究費の税額控除についての見直し

特別試験研究費の税額控除（オーブンイノベーション型）について、以下の見直しが行われる。

#### 1) 大学等との共同・委託研究の手続き合理化

大学等との共同研究及び大学等への委託研究に係る試験研究費の額について、監査を受け、その大学等の確認を受けた金額であることとの要件について、次の要件を満たすことにつき経済産業大臣の指定を受けた大学等については、その大学等の長が認定した金額とされる。

- 大学等に企業との共同研究及び企業からの委託研究（以下「共同研究等」）についての管理を行う業務を集約する専門の部署が設置されていること等その大学等が共同研究等を行うに当たって管理を行うための体制が十分なものであると認められること。
- その大学等の規則において共同研究等についての管理に関する業務方法等が定められており、その業務方法等が共同研究等を実施するに当たって適切なものであると認められること。

- その大学等において共同研究等についての企業との間の連絡調整及び事務手続に関する方法が具体的に定められていること。

	現行	改正案
手続	大学等の確認	大学等の長の認定
監査	要	不要

2) 「重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度」との重複不可

その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額について、その医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額の全部又は一部につき、上述の「重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度」の適用を受ける場合におけるその医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額は、特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象外とされる。

3) 高度研究人材の定義の拡充

新規高度研究業務従事者に対して人件費を支出して行う試験研究について、以下の見直しが行われる。

- 新規高度研究業務従事者の範囲に、博士の学位を授与された者（その授与された日以後 5 年以内にその法人の役員又は使用人となったものに限る）で、その法人の役員又は使用人となった日から 5 年を経過していないものが追加される。
- その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の使用人に募集されたこととの要件について、その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の試験研究に専ら従事する使用人に募集されたこととされる。
- その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであることとの要件について、その内容がその試験研究に専ら従事する使用人から提案されたものであることとされる。

	現行	改正案
高度研究人材の定義	博士号取得から 5 年未満	博士号取得から 5 年未満 又は上記の者を採用してから 5 年間（拡充）
研究テーマの公募要件	高度研究人材	高度研究人材を含む使用人（拡充）

(5) 他の者に委託し国外で行われる試験研究費についての見直し

契約又は協定により他の者に委託し、国外で行われる試験研究費の額については、諸外国と同様に一定の制限が設けられ、次の試験研究費の額の区分に応じた金額を税額控除の対象とすることとされる。

区分	税額控除の対象額	
他の者に委託し、国外で行われる試験研究費の額	医薬品、医療機器又は再生医療等製品（以下「医薬品等」）に係る試験研究のうちその医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験（科学的な質及び成績の信頼性が確保されているものに限る）の委託に係る試験研究費の額	
他の者に委託し、国外で行われる試験研究費の額	上記以外の試験研究費の額	その試験研究費の額（100%相当額）
		2026(R8)年 4 月 1 日から 2027(R9)年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度 その試験研究費の額 ×70%
		2027(R9)年 4 月 1 日から 2028(R10)年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度 その試験研究費の額 ×60%
		2028(R10)年 4 月 1 日から 2029(R11)年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度以降 その試験研究費の額 ×50%

### 3. 賃上げ促進税制（給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度）

近年、賃金上昇率がバブル期以来の水準となる高い伸びを示しており、本税制の要件となる水準を大きく上回る状況にあり、企業の賃上げをめぐる状況は 2024(R6)年度税制改正当時と大いに様変わりしている。

こうした状況に鑑み、賃上げ促進税制のうち、全法人向けの措置については適用期限（2027(R9)年 3 月 31 日）を待たず廃止される。

中堅企業向け措置については、2026(R8)年度においてはより高い賃上げを促す方向で要件を強化しつつ継続され、適用期限（2027(R9)年 3 月 31 日）をもって廃止される。

一方、中小企業向け措置については、人材獲得競争の中で防衛的賃上げに取り組む企業にも配慮し、2026(R8)年度は現行制度を維持することされ、期限到来時に適用状況等を踏まえ、必要な見直しが検討される。

なお、教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件については、教育訓練費の増加額を税額控除額が上回る場合があるとういふ会計検査院の指摘を踏まえ、廃止される。

#### (1) 全法人向けの措置

2026(R8)年 3 月 31 日をもって廃止される。

#### (2) 中堅企業向けの措置

常時使用する従業員の数が 2,000 人以下である法人（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある他の法人の従業員数の合計数が 1 万人を超えるものを除く）向けの措置については、適用期限（2027(R9)年 3 月 31 日）の到来をもって廃止されるとともに、2026(R8)年 4 月 1 日から 2027(R9)年 3 月 31 日までの間に開始される事業年度について、次の見直しが行われる。（\*1）

項目	現行	改正案
原則（税額控除率 10%）	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が <u>3%</u> 以上である場合	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が <u>4%</u> 以上である場合
上乗せ① 賃上げ要件	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が <u>4%</u> 以上である場合に税額控除率に <u>15%</u> を加算	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が <u>5%</u> 以上である場合に税額控除率に <u>5%</u> （その増加割合が <u>6%</u> 以上である場合には、 <u>15%</u> ）を加算
上乗せ② 教育訓練要件	教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が 10% 以上かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額 × 0.05% 以上である場合に、税額控除率に 5% を加算	<u>廃止</u>
上乗せ③ 女性活躍・ 子育て支援	プラチナくるみん若しくはプラチナえるばし又はえるばし認定（3段階目）を受けている場合、税額控除率に 5% を加算	改正なし

(\*1) 適用事業年度終了時において、資本金の額又は出資金の額が 10 億円以上、かつ常時使用する従業員数が 1,000 人以上である場合には、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

### (3) 中小企業向けの措置

中小企業向け措置については、教育訓練費に係る上乗せ措置が廃止される。

項目	現行	改正案	
原則	雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額 $\times 101.5\%$	控除対象雇用者給与等支給増加額 $\times 15\%$	改正なし
上乗せ① 賃上げ要件	雇用者給与等支給額 $\geq$ 比較雇用者給与等支給額 $\times 102.5\%$	税額控除率に 15% 加算	改正なし
上乗せ② 教育訓練要件	教育訓練費の額 $\geq$ 前期教育訓練費の額 $\times 105\%$ 、かつ、教育訓練費の額 $\geq$ 雇用者給与等支給額 $\times 0.05\%$	税額控除率に 10% 加算	<u>廃止</u>
上乗せ③ 女性活躍・ 子育て支援	プラチナくるみん若しくはプラチナえるぼし又はくるみん 若しくはえるぼし認定（2段階目以上）の取得	税額控除率に 5% 加算	改正なし
繰越税額控除 制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 控除限度超過額は 5 年間繰越可</li> <li>■ 繰越税額控除を行う事業年度において、雇用者給与等支給額 <math>&gt;</math> 比較雇用者給与等支給額となる場合に限り適用可</li> </ul>	改正なし	

### (4) 地方税における見直し

#### 1) 事業税付加価値割の課税標準からの控除制度

給与等の支給額が増加した場合の事業税付加価値割の課税標準からの控除制度（中小企業向けの措置を除く）について、適用期限（2027(R9)年 3 月 31 日）の到来をもって廃止されることとなり、2026(R8)年 4 月 1 日から 2027(R9)年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度について、次の見直しが行われる。

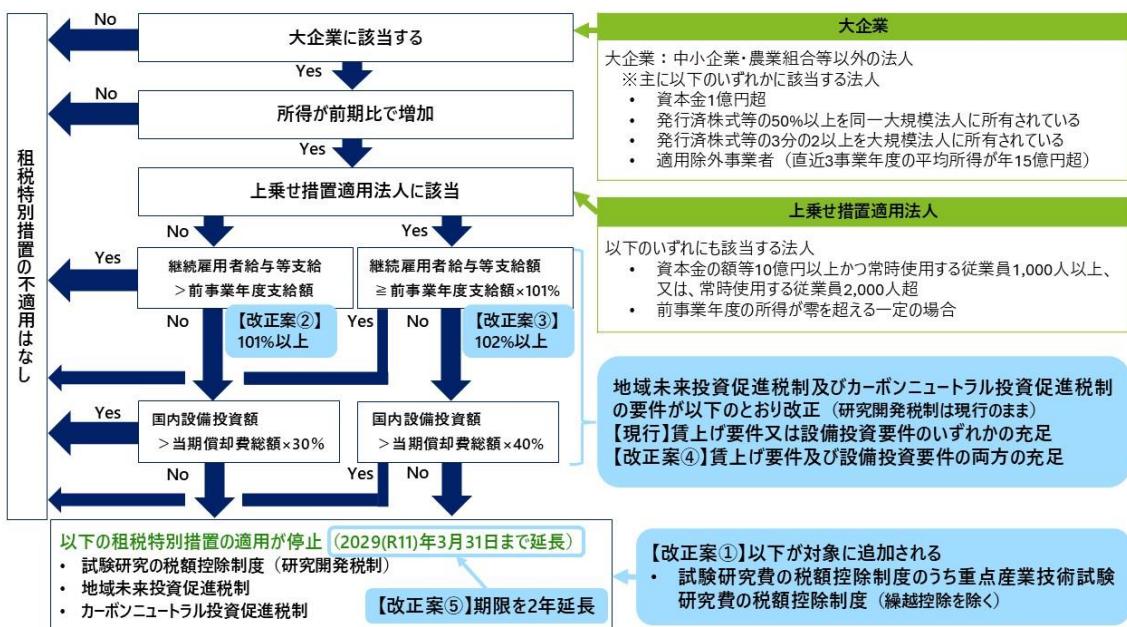
項目	現行	改正案
適用対象法人	外形標準課税対象法人 ただし、以下のいずれかに該当する場合は、マルチステークホルダー方針公表についての経済産業大臣への届出の旨を証する書類の申告書への添付が必要。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 資本金の額又は出資金の額が 10 億円以上、かつ、常時使用する従業員数が 1,000 人以上</li> <li>■ 常時使用する従業員数が 2,000 人超</li> </ul>	常時使用する従業員の数が 2,000 人以下である法人に限る
適用要件	継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 103\%$	継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times \underline{104\%}$

#### 2) その他

税額控除制度が中小企業者等に係る法人住民税に適用される。

#### 4. 大企業についての特定税額控除規定の不適用措置の見直しと延長

大企業について、研究開発税制や国内投資促進税制の強化を通じて研究開発や国内投資に積極的な企業を後押しする一方、収益が拡大しているにもかかわらず投資や賃上げに消極的な企業に対する特定税額控除規定（研究開発税制その他の生産性の向上に関する税額控除の規定）の不適用措置（いわゆるムチ税制）が強化された。具体的には、賃上げ要件の増加率が現行から1%引き上げられたほか、地域未来投資促進税制及びカーボンニュートラル促進税制について設備投資要件と賃上げ要件を同時に達成することが求められることとなった。また、その適用期限が2029(R11)年3月31日まで延長された。なお、現行の適用判定のフローチャートは以下のとおりであり、ブルーハイライト部分が改正箇所となる。



	現行	改正案
<b>改正案①</b> 特定税額控除規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 試験研究費の税額控除制度（研究開発税制）</li> <li>■ 地域未来投資促進税制</li> <li>■ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制</li> </ul>	試験研究費の税額控除制度のうち重点産業技術試験研究費の税額控除制度（繰越税額控除を除く）を追加
<b>改正案②</b> 継続雇用者給与等支給額に係る要件 (要件上乗せ措置適用法人以外)	継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が <u>1%以上</u> であること
<b>改正案③</b> 継続雇用者給与等支給額に係る要件 (要件上乗せ措置適用法人)	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が <u>1%以上</u> であること	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が <u>2%以上</u> であること
<b>改正案④</b> 地域未来投資促進税制とカーボンニュートラル促進税制についての要件	継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件の <u>いずれにも</u> 該当しない場合に、不適用	継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件の <u>いずれかに</u> 該当しない場合に、不適用
<b>改正案⑤</b> 適用期限	2027(R9)年3月31日まで	2029(R11)年3月31日まで延長

## 5. オープンイノベーション促進税制の見直し及び期限延長

オープンイノベーション促進税制は、令和2年度税制改正により創設された制度で、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、国内の事業会社又はその国内CVCが、スタートアップ企業の株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%を所得控除することができる制度である。

スタートアップの出口戦略としてIPOへの偏重が指摘される中、M&Aの重要性に鑑み、M&A型の対象株式が追加されるとともに、スタートアップを吸収合併した場合の特別勘定の取崩し方法の見直し等が行われた上で、適用期限が2年延長される。

### (1) 適用期限の延長

適用期限が2年延長される。

	現行	改正案
適用期限	<u>2026(R8)</u> 年3月31日まで	<u>2028(R10)</u> 年3月31日まで

### (2) 取得価額要件の引上げ

新規出資型及びM&A型の対象となる株式の取得価額要件について、それぞれ以下のとおり見直される。

	現行	改正案
新規出資型 (内国法人の 株式)	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 中小企業：1,000万円以上／件</li><li>■ 中小企業以外の法人：<u>1億円以上</u>／件</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 中小企業：1,000万円以上／件</li><li>■ 中小企業以外の法人：<u>2億円以上</u>／件</li></ul>
M&A型	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <u>5億円以上</u>／件</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <u>7億円以上</u>／件</li></ul>

### (3) 吸収合併した場合の特別勘定の取崩し方法の見直し

協業をより一体的に進める観点から、事業会社がスタートアップを吸収合併した場合の特別勘定の取崩し方法の見直しが行われる。具体的には、特別勘定に係る特定株式の発行法人の事業の成長発展が図られたことが明らかにされた場合において、その特別勘定を設けている法人を合併法人とし、その発行法人を被合併法人とする合併が行われた場合について、以下のとおり見直される。

	現行	改正案
スタートアップ 企業を吸収合 併した場合	特別勘定の残高を取り崩して、益金算入する。	合併の日を含む事業年度の翌事業年度開始の 日から5年間で特別勘定の残高の均等額を取り 崩して、益金算入する。

### (4) 対象株式の追加（M&A型）

M&A型において、以下のとおり対象株式が追加される。

	改正案
対象となる 株式	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 発行済み株式で、その取得の日から3年以内に発行法人の総株主の議決権の過半数を有する 見込みのもの</li><li>➤ 2023(R5)年4月1日以後に本税制の新規出資型を適用した株式と同一銘柄の株式は対象外</li></ul>
取得価額要件	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 3億円以上（上限200億円）</li></ul>
所得控除	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 20%（参考：その他の類型は25%）</li><li>➤ 3年以内に議決権の過半数の取得ができない場合は特別勘定の金額を取り崩して益金算入する</li></ul>

## 6. 戰略分野国内生産促進税制の見直し

戦略分野国内生産促進税制について、以下の見直しが行われる。

### (1) 不適用措置

本税制（繰越税額控除制度を除く）の不適用措置に関し、対象法人の所得が前期を上回る事業年度に適用される条件について、以下のとおり見直しが行われる。

	現行	改正案
不適用措置の条件	以下の <u>いすれ</u> にも該当しないこと ■ 繼続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合 ≒ 1% ■ 国内設備投資 > 当期償却総額 × 40%	以下の <u>いすれか</u> に該当しないこと ■ 繼続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合 ≒ 2% ■ 国内設備投資 > 当期償却総額 × 40%

### (2) 税額控除額

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設に伴い、税額控除額の計算方法が以下のとおり見直される。

	現行	改正案	
	以下の(A)(B)のいすれか少ない金額	以下の(A)(B)のいすれか少ない金額	
(A)	産業競争力基盤強化商品生産用資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額	(A)	改正なし
(B)	産業競争力基盤強化商品生産用資産及びこれとともにその産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に係る投資額	(B)	特定生産性向上設備等投資促進税制の適用を受けた特定機械装置等の取得価額を除く

## 7. カーボンニュートラル投資促進税制の見直し及び期限延長

エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（以下「事業適応計画」）の認定を受け、かつ青色申告書を提出する法人が、事業適応計画に従って生産工程効率化等設備等の取得等を行った場合、当該設備等のに対して特別償却又は税額控除を適用できる課税の特例（カーボンニュートラル投資促進税制）について、次の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長される。

### (1) 適用期限の延長

適用期限が2年延長される。

	現行	改正案
適用期限	2026(R8)年3月31日まで	2028(R10)年3月31日まで

### (2) 特別償却率及び税額控除率の引下げ

中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く）及び中小企業者以外の特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された炭素生産性向上率の区分に応じて適用される特別償却率及び税額控除率について、炭素生産性向上率の区分の変更（引上げ）とともに次のとおり見直される。

## 1) 税額控除率

	現行		改正案	
	炭素生産性向上率	税額控除率	炭素生産性向上率	税額控除率
中小企業者 (*1)	10%以上 17%未満	10%	17%以上 22%未満	5%
	17%以上	14%	22%以上	10%
上記以外の 法人	15%以上 20%未満	5%	20%以上 25%未満 (15%以上 20%未満) (*2)	3%
	20%以上	10%	25%以上 (20%以上) (*2)	8%

(\*1) 適用除外事業者に該当するものを除く。

(\*2) () 内は特定大企業の場合。特定大企業とは、次の要件に該当する一定のサプライチェーン連携を実施している中小企業者以外の法人を指す。

連携企業（特定大企業のサプライチェーン上の国内の中小企業者をいい、グループ会社を除く）のエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減を目指す取組のうち次の要件の全てに該当するもの

- ① 連携企業への支援により、その連携企業に対する取引量を減らさずにその連携企業の炭素生産性を事業所単位で30%以上向上させる計画を立てること
- ② 連携企業とその計画に関する費用負担を行うこと等を明記した一定の合意書を締結していること
- ③ 特定大企業に追加の費用負担が発生するものであって、連携企業の排出量削減に資する内容であること
- ④ 連携企業が自身のエネルギー起源二酸化炭素の排出削減量を算定すること



## 2) 特別償却率

	現行	改正案
特別償却率	50%	30%

## 8. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、適用期限が3年延長されるとともに、次の見直しが行われる。

	現行	改正案
対象資産	取得価額が30万円未満の減価償却資産 (ただし、取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの金額を限度)	取得価額が40万円未満の減価償却資産 (限度額の改正なし)
対象法人	常時使用する従業員の数が500人以下の中小企業者等	常時使用する従業員の数が400人を超える法人が除外される
適用期限	2026(R8)年3月31日まで	3年延長(2029(R11)年3月31日まで)

## 9. 投資簿価修正における調整勘定対応金額の加算措置の計算

### (1) 概要

通算グループからの離脱法人の株式の投資簿価修正における、調整勘定対応金額の加算措置の計算において、通算完全支配関係発生日以前に離脱法人の株式の譲渡をした場合には調整勘定対応金額を減額することとされているが、その減額対象の譲渡から、全部取得条項付種類株式に係る取得決議による完全子法人化の際の離脱法人の株式の譲渡が除外される。

なお、上記の取得決議により交付を受けた上記の離脱法人の株式の価額がその譲渡をした株式の価額とおむね同額となつてないと認められる場合は対象外とされる。

### (2) 現行の取扱い

通算グループから通算子法人が離脱する場合、その離脱法人の株式の投資簿価修正が行われるが、一定の要件を満たす場合には、投資簿価修正額は離脱法人の簿価純資産価額に調整勘定対応金額を加算できる措置が規定されている。

#### ■ 調整勘定対応金額

- =離脱子法人の通算開始・加入前に通算グループ内の法人が時価取得した離脱子法人株式の取得価額のうち、その取得価額を合併対価としてその取得時にその通算子法人を被合併法人とする非適格合併を行うものとした場合に資産調整勘定又は負債調整勘定として計算される金額に相当する金額  
⇒非適格合併の合併法人における受入れ処理を転用し、離脱子法人株式取得時の買収プレミアム的な部分を離脱子法人の株式の取得価額と個別資産・負債の時価純資産価額（営業権にあっては独立した資産として取引される慣習のあるものに限る）の差額で計算することになる
- 離脱子法人株式の時価取得が段階的に行われる場合又は通算グループ内の複数の法人により行われる場合には、各通算法人の各取得時における調整勘定として計算される金額×取得株式数割合の合計額
- 当該離脱子法人を被合併法人等とする非適格合併等が行われた場合には零

なお、グループ通算制度開始・加入日以前に、当該離脱法人の株式の譲渡（適格分割型分割による分割承継法人への移転を含む）をした場合には、その株数分だけ調整勘定等対応金額から減額することとされている。

### (3) 減額対象の見直し

調整勘定対応金額からの減額対象の譲渡から、全部取得条項付種類株式に係る取得決議による完全子法人化の際の離脱法人の株式の譲渡が除外される。

なお、上記の取得決議により交付を受けた上記の離脱法人の株式の価額がその譲渡をした株式の価額とおむね同額となつてないと認められる場合は対象外とされる。

## 10. 認定株式分配（パーシャルスピンオフ）に係る課税の特例の見直し

認定株式分配に係る課税の特例について、2026(R8)年4月1日以後に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとし、その現物分配のうち次の要件に該当するものは、適格株式分配に該当することとする措置に見直される（所得税についても同様）。

- ① その法人（分配を行う法人）の株主の持株数に応じてその完全子法人の株式のみを交付すること
- ② その現物分配の直後にその法人が有するその完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の20%未満となること
- ③ 適格株式分配と同様の非支配要件（現物分配法人が株式分配の直前に他の者による支配関係がない法人であり、かつ、株式分配に係る完全子法人が株式分配後に他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと）、特定役員継続要件（完全子法人の特定役員の全てが株式分配に伴い退任するものでないこと）及び従業者継続要件（おむね100分の80以上の従業者が完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれること）に該当すること
- ④ その法人及び完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして次の要件を満たすこと
  - (i) その法人（その法人がその経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するものを含む）のその現物分配前に行う事業のうちいずれかの事業について、その法人がその経営資源を集中させるものとして特定しており、かつ、その特定した事業がその現物分配後にその法人（その法人がその経営を実質的に支配していると認められるものとして一定の関係を有するもの（その完全子法人以外の法人で、その一

定の関係が継続することが見込まれているものに限る) を含む) において引き続き行われることが見込まれていること

- (ii) その完全子法人のその現物分配前に行う主要な事業が上記(i)の特定した事業以外のものであり、かつ、その主要な事業がその現物分配後にその完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること
- (iii) その法人及び完全子法人が実施する主要な事業について、その現物分配により生産性向上に関する目標の達成が見込まれること

## 11. 企業再生に関する税制の見直し

「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」(2025年6月13日公布、交付日から1年6月以内施行。以下「早期事業再生法」)の施行に伴い、同法が適用される一定の事由が再生税制の対象とされる。

### ① 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金制度

貸倒引当金の繰入事由に金銭債権に係る債務者について生じた早期事業再生法の規定による権利変更決議に基づいてその弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることが追加される。また、その場合の繰入限度額はその金銭債権の額のうち5年以内に弁済されることとなっている金額以外の金額とされる。

### ② 欠損金の繰越控除制度

控除限度額がその繰越控除前の所得の金額となる事実に早期事業再生法の規定により権利変更決議が効力を生じたことが追加される。

### ③ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額、地方法人税額及び防衛特別法人税額の還付の特例 還付請求の対象となる事実に早期事業再生法の規定により権利変更決議が効力を生じたことが追加される。

## 12. 企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設

企業グループ内の法人間で行われる取引（特にグループ会社間で経費配賦を行うシェアードコスト契約等）については、グループ間での利益調整の手段に用いられる可能性があるが、税務調査においてその取引内容、支払金額の根拠等の説明資料が作成されていない、若しくは提出・提示を拒否される場合がある。

令和7年6月11日の経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合（第3回）の会議資料によると、例えば国外親会社との取引について、親会社から請求された金額を支払っているのみで、日本子会社側では詳細を把握していない等により国内において十分な根拠情報が得られないケースもあるが、このような場合においても、国外親会社に対する反面調査が困難である等の事情により当局が取り得る手段が限定されることから、調査対象者から十分な資料の収集ができず、取引の実態確認ができないといった問題意識が述べられている。

このような課題に対応するため、企業グループ間の取引に関して、内国法人に対して一定の書類の取得又は作成及び保存義務が課される。

項目	改正案
内容	<p>内国法人が関連者との間で特定取引を行った場合において、その取引に関して、取引関連書類等にその取引に関する資産又は役務の提供の明細、その取引においてその内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等のその取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載又は記録がないときは、その記載又は記録がない事項を明らかにする書類（電磁的記録を含む）を取得し、又は作成し、かつ、これを保存する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 取引関連書類等：取引に関して受領し、若しくは交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類又はこれらの書類に通常記載される事項が記録された電磁的記録で、法人税法及び法人税に関する法令の規定により保存が必要とされているもの。</li></ul>
対象取引	<p>内国法人が関連者との間で行う特定取引</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 関連者：移転価格税制における関連者と同様の基準により判定する</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特定取引：次の取引（販売費、一般管理費その他の費用の額の基準となるものに限る）をいう           <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ その関連者がその内国法人に対して行う工業所有権等の譲渡又は貸付け（工業所有権等に係る権利の設定等その関連者がその内国法人に工業所有権等を使用させる行為を含む）。なお、工業所有権等とは次の資産をいう。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの</li> <li>・ 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む）</li> <li>・ プログラムの著作物</li> </ul> </li> <li>➤ その関連者がその内国法人に対して行う役務の提供のうち次のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次のいずれかの事業活動で、その内国法人とその関連者との契約又は協定に基づきその関連者が行うもの                   <ul style="list-style-type: none"> <li>✧ その関連者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験等その関連者が有する経営資源を活用して行われる研究開発、広告宣伝等の事業活動</li> <li>✧ その関連者が有する専用資産（専らその内国法人及び関連者の事業の用に供することを目的とする資産をいう）をその内国法人に使用させる行為並びにその専用資産の維持及び管理</li> </ul> </li> <li>・ その関連者がその内国法人に対して行う経営の管理又は指導、情報の提供等の役務の提供でその関連者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験に基づき行うもの</li> <li>・ 以上の役務の提供に類するもの</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
罰則等	上記の明らかにする書類の保存が法令の定めに従って行われていないことは、青色申告の承認の取消事由等となる。

### 13. その他の特別措置等

その他の特別措置等について、次のとおり新設、適用期限の延長・廃止及び内容の見直し等が行われる。

項目	新設・延長・廃止及び見直し等の内容
特定医療法人の法人税率の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特定の医療法人の法人税率の特例における承認要件のうち、「自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること」との要件について、関係法令の改正を前提に、特定外国人患者(*1)に対し請求する診療報酬の額（療養の給付並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る療養に相当する給付に係るものに限る。）にあっては、「その診療報酬の額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」との要件とされる。           <p>(*1)自費患者である外国人であって公的医療保険に加入していない者をいう。</p> </li> </ul>
企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特定事業活動振興計画に係る措置の適用期限が3年延長される。</li> <li>■ 新産業創出等推進事業促進計画に係る措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が3年延長される。           <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 関係法令の改正を前提に、対象となる事業に、新産業創出等推進事業に追加される新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものが加えられる。</li> <li>➤ 上記にて加えられる事業に係る対象資産は、機械装置、建物等及び構築物とし、特別償却率は、45%（建物等及び構築物については、23%）とし、税額控除率は、14%（建物等及び構築物については、7%）とされる。</li> </ul> </li> </ul>

企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特定事業活動振興計画に係る措置の適用期限が3年延長される。</li> <li>■ 新産業創出等推進事業促進計画に係る措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が3年延長される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 関係法令の改正を前提に、対象となる事業に、新産業創出等推進事業に追加される新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものが加えられる。</li> <li>➢ 上記にて加えられる事業に係る対象となる雇用者は次の者とし、税額控除率は9%とされる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2011(H23)年3月11日において避難対象区域又は福島国際研究産業都市区域の区域内に所在する事業所に勤務していた者</li> <li>・ 2011(H23)年3月11日において避難対象区域又は福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していた者</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限が2年延長される。</li> <li>■ 不適用対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置の適用期限についても2年延長される。</li> </ul>
中小企業投資促進税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 工具の取得価額要件のうち「1台又は1基の取得価額が30万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」の要件が「1台又は1基の取得価額が40万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」に見直される。</li> </ul>
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限が2年延長される。</li> <li>■ 次の見直しが行われる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2026(R8)年4月1日以後に受けた確認に係る事業実施計画に記載された特定機械装置等の特別償却率を、機械装置及び器具備品については40%（現行：45%）に、建物等及び構築物については20%（現行：23%）に、それぞれ引き下げられる。</li> <li>➢ 2026(R8)年4月1日以後に受けた確認に係る事業実施計画に記載された特定機械装置等の税額控除率を、機械装置及び器具備品については12%（現行：14%）に、建物等及び構築物については6%（現行：7%）に、それぞれ引き下げられる。</li> <li>➢ 対象となる特定事業から、情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システム（電磁的記録により作成又は保存される診療の記録に関するものを含む）の研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）が除外される。</li> </ul> </li> </ul>
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 対象となる特定国際戦略事業から次の事業が除外されたうえ、適用期限が2年延長される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 情報通信技術を活用して電気の供給を自動的に調整するシステム又は機器の研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む）</li> <li>➢ 希少金属の回収又はこれらに代替する物質の製造若しくは研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む）</li> </ul> </li> </ul>
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 工具及び器具備品の取得価額要件が40万円以上（現行：30万円以上）に引き上げられる。</li> </ul>

特定船舶の特別償却制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限が 3 年延長される。</li> <li>■ 対象船舶から、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供される外航船舶のうち海上運送法の認定事業基盤強化事業者により建造された同法の先進船舶以外のものが除外される。</li> </ul>
特定事業継続力強化設備等の特別償却制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 器具備品の取得価額要件が 40 万円以上（現行：30 万円以上）に引き上げられる。</li> </ul>
特定都市再生建築物の割増償却制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限が 3 年延長される。</li> <li>■ 次の見直しが行われる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 対象となる特定都市再生緊急整備地域内において行われる都市再生事業について、「事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積のその事業区域の面積のうちに占める割合が 10% 以上であること」との要件が必須とされる。</li> <li>➢ 対象となる民間都市再生事業計画のうち特定都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業計画（事業区域の全部又は一部が東京都の特別区の区域内にあるものに限る）の認定要件について、複合用途開発であることとの要件の判定上、分譲住宅の開発が除外される。</li> </ul> </li> </ul>
倉庫用建物等の割増償却制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限の到来をもって廃止される（経過措置あり）。</li> </ul>
国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限が 2 年延長される。</li> <li>■ 対象事業から次の事業が除外される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験その他の臨床研究若しくは高度再生医療の研究開発に関する事業又はその成果を活用して役務を提供する事業</li> <li>➢ 高度医療施設等の運営に関する事業</li> </ul> </li> </ul>
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限が 3 年延長される（一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船については、2028(R10) 年 3 月 31 日まで）。</li> <li>■ 次の見直しが行われる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 航空機騒音障害区域の内から外への買換えのうち防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の第二種区域に係る措置が除外される。</li> <li>➢ 市街地再開発事業による買換えについて、買換資産が次の区域以外の区域内にある場合の課税の繰延べ割合が 60% （現行：80%）に引き下げる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 次の区域（その区域が都市再開発方針の策定が努力義務とされている大都市の区域に該当する場合にあっては、その大都市の区域に係る都市再開発方針に定められた二号地区の区域に該当するものに限られる） <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 防災街区整備方針に定められた防災再開発促進地区的区域</li> <li>✓ 特定都市再生緊急整備地域内の区域</li> <li>✓ 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域</li> <li>• 都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内の区域</li> </ul> </li> <li>➢ 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、買換資産のうち、建物及びその附属設備が特定施設の用に供される建物及びその附属設備に、構築物が特定施設に係る事業の遂行上必要なものに、それぞれ限定される。</li> </ul> </li> </ul> </li></ul>

	<p>➤ 一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船について、譲渡資産から、その作業船に設置されている原動機の定格出力の合計が1,500kW以下のものが除外される。</p>
特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限の到来をもって廃止される。</li> </ul>
投資法人に係る課税の特例における再生可能エネルギー発電設備に係る措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 再生可能エネルギー発電設備の取得期限が5年延長される。</li> <li>■ 対象となる再生可能エネルギー発電設備が太陽光、風力、水力又は地熱を電気に変換する設備及びその附属設備に限定される。</li> </ul>
特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限の到来をもって廃止される（経過措置あり）。</li> </ul>
特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限の到来をもって廃止される。</li> </ul>
特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却制度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限の到来をもって廃止される。</li> </ul>
被災代替船舶の特別償却制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限の到来をもって廃止される（経過措置あり）。</li> </ul>
電気供給業を行う法人の事業税	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、一般送配電事業者が広域系統整備計画に定める電気工作物（以下「地域間連系線」）の整備又は更新の実施及び維持を行う一般送配電事業者又は送電事業者に地域間連系線の整備等に必要な費用として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置が3年間に限り講ぜられる。</li> <li>■ 次の適用期限が3年延長される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、発電事業者が一般送配電事業者等による託送供給により電気の供給を行う場合において当該託送供給の料金として支払うべき金額（発電側課金）に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置</li> <li>➤ 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、次の収入金額を追加する課税標準の特例措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 小売電気事業者が一般送配電事業者又は配電事業者から託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該電気の供給に係る収入金額のうち、当該電気の供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額</li> <li>• 配電事業者が電気工作物を一般送配電事業者から譲り受けなどして託送供給を行う場合の配電事業者又は一般送配電事業者の託送供給に係る収入金額のうち、当該電気工作物の譲り受け等に係る費用として支払うべき定期支払額に相当する収入金額</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 対象となる国庫補助金等の範囲に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金で地熱ポテンシャル高度利活用技術開発（仮称）等に係るものが加えられる。</li> </ul>

## ファンド税制

### 1. 外国組合員に対する課税の特例の見直し

外国組合員に対する課税の特例（いわゆる PE 特例）の適用要件について以下の見直しが行われる。また、特例適用申告書等の記載事項の見直しが行われるほか、所要の措置が講じられる。外国組合員に対する課税の特例の適用を受けるためには、組合契約締結時から以下の要件の全てを継続して満たす必要があり、現行と改正案を比較すると以下の表のとおりである。

要件	現行	改正案
1	投資組合の有限責任組合員であること	同左
2	投資組合事業に係る業務執行をしないこと（その業務の執行を行う者の自己取引等の承認等を除く）	業務執行の承認等から除外される行為の範囲を、利益相反取引の承認等とされる
3	投資組合財産に対する持分割合が 25%未満であること	一定の委員会を設置する投資組合については、持分割合の要件が 25%未満から 50%未満に引き上げられる
4	投資組合の無限責任組合員と特殊の関係のある者でないこと	同左
5	投資組合事業に係る恒久的施設帰属所得以外の恒久的施設帰属所得を有しないこと	同左の要件が廃止される

## 国際課税

### 1. グローバル・ミニマム課税への対応

OECD により発出されたガイダンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、所要の見直しが行われる。なお、国際課税システムの安定化等を目的とした、グローバル・ミニマム課税と米国をはじめとする一定の要件を満たす国の税制との共存等に係る国際的な議論が継続している状況にあり、近く国際合意に至る場合には当該合意に則り見直しが検討される等、議論の状況を踏まえて今後対応が検討される。

今回の見直しは、2025(R7)年 1月 15 日に、OECD／G20 の BEPS に関する包摂的枠組み（以下「BEPS 包摂的枠組み」）により公表された、モデルルール第 9.1 条に関し、政府により付与されたタックス・ベネフィットから生じた繰延税金資産の取扱いに関する執行ガイドラインを踏まえたものであると考えられる。

また、2026(R8)年 1月 5 日に、BEPS 包摂的枠組みより Side-by-Side Package が公表され、制度の簡素化等を含む一定の見直しを行うこととされている。Side-by-Side Package は、本邦において令和 8 年度税制改正法案に盛り込まれる可能性があり、留意が必要である。

#### (1) 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等の見直し

- 移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合における調整後対象租税額の計算については、次に掲げる繰延税金資産又は繰延税金負債はないものとされる。
  - 国又は地方公共団体との間で締結された税額控除等に係る取決め（その税額控除等の額に係る繰延税金資産を増加させるために 2021(R3)年 12 月 1 日以後に締結されたものに限る）があることその他これに準ずる事由により生じた繰延税金資産
  - 法人税に相当する税に関するわが国以外の国又は地域における法令（2021(R3)年 12 月 1 日から移行対象会計年度開始の日の前日までの間に制定されたものに限る）において、資産又は負債の金額が時価により評価されることにより計上された繰延税金資産又は繰延税金負債
- その他所要の措置が講じられる。

## 2. 外国子会社合算税制等の見直し

清算中の外国子会社の清算過程で生じた所得が合算課税の対象となるなど、租税回避と関係しないケースも合算課税の対象となっていることや、「第2の柱」の実施により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（以下「外国子会社合算税制」）等について、次のとおり、2026(R8)年度税制改正において引き続き見直しが行われるとともに、2027(R9)以降の税制改正においても必要な見直しの検討が行われる。

### (1) 解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に係る特例の創設

解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等について、次の2)の特例が創設されるとともに、現行の解散した外国金融子会社等に係る特例は廃止される。

これは、現地撤退時の解散手続の中で生じる資産処分や債務免除益等について行き過ぎた合算課税が生じているとの指摘に対応したものと考えられる。

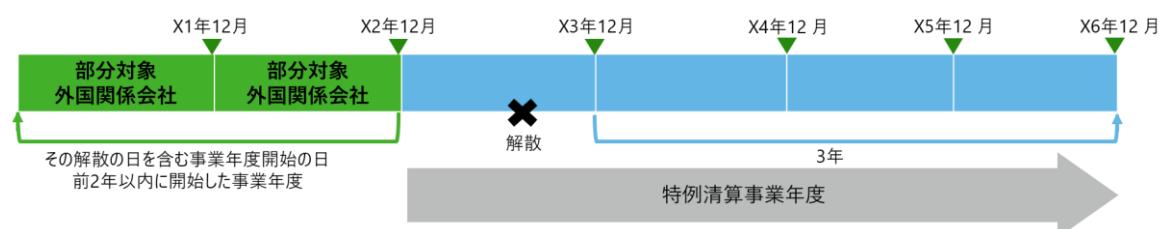
現行制度では、清算中の外国関係会社について、清算前は事業を行い経済実体を有していたにもかかわらず、清算過程で経済実体を失ったことにより経済活動基準を充足することができなくなったケースについても、清算事業年度に生じたあらゆる所得が全部合算の対象となってしまうという問題が指摘されていた。

改正案では、解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等のうち一定のものについては、清算中の一定期間、清算開始前の経済実体を引き続き有するものとみなして外国子会社合算税制を適用することとされている。また、清算過程で債務免除益等が発生した場合についての部分合算課税を限定する措置が講じられている。

#### 1) 用語の意義

用語	意義
清算部分対象外国関係会社	解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係会社に該当していたもの
清算外国金融子会社等	解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融子会社等に該当していたもの
特例清算事業年度	外国関係会社（清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等）の解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度終了の日から原則として同日以後3年を経過した日までの期間内の日を含む事業年度

#### 【特例清算事業年度イメージ】（部分対象外国関係会社の場合）



#### 2) 特例の内容

項目	内容
①部分対象外国関係会社（外国金融子会社等）とみなす特例	外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当する場合には、特例清算事業年度については、(i)清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社と、(ii)清算外国金融子会社等は外国金融子会社等とそれぞれみなして、外国子会社合算税制を適用する。
②異常所得の金額の計算の特例	外国関係会社が清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常所得の金額の計算において控除することとされる金額の計算の基礎となる総資産の額、人件費の額及び減価償却累計額は、その解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度の前事業年度に係るこれらの金額とする。

③異常な水準の資本に係る所得の金額の特例	外国関係会社が清算外国金融子会社等に該当する場合における特例清算事業年度については、部分合算課税の対象所得である異常な水準にある資本に係る所得の金額はないものとして金融子会社等部分適用対象金額の計算を行う。
④書類不提出の場合の特例不適用（推定）	国税当局の当該職員が内国法人にその外国関係会社が清算部分対象外国関係会社若しくは清算外国金融子会社等のいずれかに該当すること又はその外国関係会社の事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類等の提出等を求めた場合において、期限までにその提出等がないときは、上記①の適用については、( i )その外国関係会社は清算部分対象外国関係会社又は清算外国金融子会社等に、( ii )その事業年度は特例清算事業年度に、それぞれ該当しないものと推定する。

## (2) ペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件の見直し

外国子会社合算税制におけるペーパー・カンパニー特例については、その適用要件の一つに、「資産割合要件」がある。外国関係会社の総資産の額が零の場合には、当該要件を充足しないことになるのではないかという疑義が生じており、資産を持たない設立直後等の外国子会社が、合算課税の対象となってしまうという問題が指摘されていた。改正案では、ペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件について、外国関係会社の事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の額が零である場合には、その外国関係会社に係るその事業年度に係る資産割合要件の判定が不要とされている。

## (3) 複数税率の場合の特例の見直し

外国関係会社の本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に最高税率を用いて租税負担割合を計算することができる特例について、その最高税率が適用されることが通常見込まれないこと、その最高税率が適用される所得の額の区分が適用される所得の金額が極めて限定されることその他の事情により本特例を適用することが著しく不適当であると認められる場合には、本特例が適用できないことになる。

## (4) 関連制度の見直し

居住者に係る外国子会社合算税制及び特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記(1)から(3)までと同様の見直しが行われる。

## (5) 適用関係

上記の改正は、外国関係会社の 2026(R8)年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用される。

## (6) 地方税

個人住民税、法人住民税及び事業税について、外国子会社合算税制等の見直しに関する国税の取扱いに準じて所要の措置が講じられる。

# 消費課税

## 1. 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し

### (1) 課税の対象の見直し

近年、物品販売に係る国境を越えた電子商取引の市場が拡大する中、1万円以下の少額輸入貨物に対する輸入消費税の免税制度による国内事業者との競争上の不均衡、及び国外事業者による無申告といった課題が顕在化している。こうした課題に対し、諸外国と同様、少額輸入貨物に対する免税制度の対象となる取引について、その販売者に消費税の納税義務を課す制度が導入されるとともに、下記(2)プラットフォーム事業者に物品販売に係る納税義務を転換する制度が導入されることで、国内外の事業者間の競争条件の公平性と適正な課税の確保が図られる。

#### 1) 課税の対象

通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てて発送される資産（一の資産の対価の額が1万円（税抜き）以下であるものに限る）の譲渡（以下「特定少額資産の譲渡」（仮称））について、資産の譲渡等に係る消費税の課税の対象とされ、その販売者に消費税の納税義務が課される。

（注）簡易課税制度における仕入控除税額の計算の基礎となる課税資産の譲渡等の範囲から特定少額資産の譲渡に該当するものは除外される。

## 2) 輸入消費税が課税されないための措置（販売時課税と輸入消費税との二重課税の防止措置）

下記(3)1) の登録を受けた事業者（以下「特定少額資産販売事業者」（仮称））が行った特定少額資産の譲渡に係る課税貨物（次に掲げる事項がその課税貨物の輸入申告書等に付記されているものに限る。）の保税地域からの引取りについては、輸入に係る消費税が課税されないための措置が講じられる。

イ その課税貨物に係る特定少額資産の譲渡を行った特定少額資産販売事業者の登録番号

ロ その課税貨物が特定少額資産の譲渡に係るものである旨

（注）特定少額資産の譲渡に係る課税貨物が郵便物として輸入される場合には、上記の輸入申告書等に代えて、郵便に関する条約に基づき、差出人がその課税貨物に貼り付け、又は添付した税関告知書に上記イ及びロに掲げる事項が付記されているものが上記の対象となる。

## 3) 販売時課税に対応する輸入消費税の仕入税額控除

事業者（免税事業者を除く）が特定少額資産の譲渡を行った場合において、その特定少額資産の譲渡に係る課税貨物に輸入に係る消費税が課されたときは、その課税貨物に係る輸入許可書等の保存を要件として、その課税期間における課税標準額に対する消費税額からその特定少額資産の譲渡に係る消費税額が控除される。

## (2) 物品販売に係るプラットフォーム課税の導入

プラットフォームを介し国内倉庫から発送される物品販売に係る課税売上につき、国外事業者の消費税無申告への対処や、上記(1)の特定少額資産の譲渡に係る適正課税の確保の観点から、これらの取引を仲介するプラットフォーム事業者に納税義務を転換するプラットフォーム課税が導入される。

### 1) プラットフォーム事業者への納税義務の転換

デジタルプラットフォームを介して行う次に掲げる資産の譲渡のうち、下記2) の指定を受けたプラットフォーム事業者（以下「第2種プラットフォーム事業者」（仮称））を介してその対価を收受するものについては、第2種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされ、そのプラットフォーム事業者に消費税の納税義務が課される。

イ 国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含むものとされ、特定少額資産の譲渡に該当するものが除かれる）

ロ 事業者が行う特定少額資産の譲渡

（注）上記1) の見直しに伴い、電気通信利用役務の提供に係る特定プラットフォーム事業者の名称は「第1種プラットフォーム事業者」（仮称）とされる。

### 2) 第2種プラットフォーム事業者の指定

プラットフォーム事業者のその課税期間において上記1) イ及びロに掲げる資産の譲渡に係る対価の額の合計額が50億円（税込み）を超える場合には、そのプラットフォーム事業者に国税庁長官への届出義務が課されるとともに、国税庁長官はそのプラットフォーム事業者を第2種プラットフォーム事業者として指定する。

### 3) 仕入税額控除の適用

第2種プラットフォーム事業者は、上記1) イの国外事業者が国内において行った課税仕入れ及びその国外事業者が行った課税貨物の保税地域からの引取りのうち、プラットフォーム課税の適用を受ける上記1) イに掲げる資産の譲渡にのみ要するものを、あらかじめその国外事業者の承諾を得て、その第2種プラットフォーム事業者が行ったものとみなして、仕入税額控除を適用することが可能となる。

（注）上記の適用を受ける場合には、確定申告書に添付することとされている明細書に上記の仕入税額控除の明細を記載するものとされる。

## (3) 特定少額資産販売事業者登録制度の創設

特定少額資産販売事業者は、上記(1)の制度導入により、特定少額資産の譲渡について原則として所轄税務署に申告納税を行う必要があるが、その課税対象となった特定少額資産のうち一定の貨物については、消費者を納税義務者として輸入時に消費税が課税され、二重課税となることが想定される。そこで、特定少額資産販売事業者の登録制度が創設され、その登録番号を輸入時に申告することにより、輸入時の二重課税が防止される。

### 1) 特定少額資産販売事業者の登録

「特定少額資産販売事業者」とは、特定少額資産の譲渡を行う事業者（免税事業者を除く）であって、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、税務署長の登録を受けた事業者をいう。

(\*1) 特定国外事業者（事務所、事業所等を国内に有しない国外事業者をいう）が上記の登録を受ける場合にあっては、消費税に関する税務代理人があること等が要件に加えられる。

## 2) 特定少額資産販売事業者の登録の取消し

特定少額資産販売事業者が、登録の取消しを求める届出書を納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その登録を取り消すことができる。

## 3) 事業者免税点制度との適用関係

上記 1) の登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、上記 2) の登録の取消しを求める届出書の提出が行われない限り、事業者免税点制度は、適用されない。

## 4) 特定少額資産販売事業者の義務

特定少額資産販売事業者は、特定少額資産の譲渡を行った場合には、その発送に係る仕入書等に次に掲げる事項を記載し、かつ、その特定少額資産の譲渡に係る資産を輸入しようとする者又はその者の関税法の規定に基づく輸入の申告を代理する通関業者に対し、その事項を通知しなければならない。

- その特定少額資産販売事業者の登録番号

- その特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨

## 5) 特定少額資産の譲渡に係る仕入書等類似書類の交付等の禁止

■ 特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡に係る資産以外の資産について、特定少額資産販売事業者により特定少額資産の譲渡として行われたものであると誤認されるおそれのある仕入書等をその資産を輸入しようとする者及びその者の関税法の規定に基づく輸入の申告を代理する通関業者（以下「輸入者等」）に交付し、又は上記 4) 掲げる登録番号若しくはその登録番号と誤認されるおそれのある番号及びその特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨を輸入者等に通知すること（以下「輸入者等への交付等」）は禁止される。

- 上記の輸入者等への交付等に関する調査に係る質問検査権の規定が整備される。

## (4) 適用関係

(1)、(2)及び(3)は、2028(R10)年 4 月 1 日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用される。

## (5) その他

特定少額資産販売事業者に係る事業者免税点制度の特例等、所定の経過措置、及び所要の措置が講じられる。

## 2. 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

### (1) 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置

いわゆる 2 割特例の終了後は、簡易課税制度への移行が原則となるが、インボイス制度の定着に向けて事務負担への配慮がより必要と考えられる個人事業者については、課税事業者を選択してインボイス発行事業者になっている場合には、これまで 2 割特例の対象となっている個人事業者も含め、その納税額を売上税額の 3 割とすることができる経過措置が 2 年に限り講じられる。

#### 1) 個人事業者に対する 3 割特例の経過措置

個人事業者である適格請求書発行事業者の 2027(R9)年及び 2028(R10)年に含まれる各課税期間（免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限る）については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に 7 割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の 3 割とすることが可能となる。

なお、法人は本改正の対象とならないため、2026(R8)年 9 月 30 日を含む課税期間をもって、2 割特例の適用は終了となり、3 割特例は適用されない。

	現行	改正案
2026(R8)年	2割特例	2割特例
2027(R9)年	簡易課税（選択可）	3割特例
2028(R10)年	簡易課税（選択可）	3割特例
2029(R11)年	簡易課税（選択可）	簡易課税（選択可）

## 2) 適用要件

適格請求書発行事業者が上記 1) の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する必要がある。

## 3) 経過措置終了後の課税期間

上記 1) の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用が認められる。

(注) 現行の適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受けた適格請求書発行事業者についても上記と同様の措置が講じられることとされ、2026(R8)年 10 月 1 日以後に終了する課税期間から本措置を適用できる。

## (2) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

### 1) 仕入税額控除が可能となる割合の変更

インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点からの見直しとして、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る仕入税額控除が可能となる割合及び期間が、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とされる。

	仕入税額控除が可能な割合	
	現行	改正案
2023(R5)/10/1 ~ 2026(R8)/9/30	80%	80%
2026(R8)/10/1 ~ 2027(R9)/9/30	50%	70%
2027(R9)/10/1 ~ 2028(R10)/9/30	50%	70%
2028(R10)/10/1 ~ 2029(R11)/9/30	50%	50%
2029(R11)/10/1 ~ 2030(R12)/9/30	0%	50%
2030(R12)/10/1 ~ 2031(R13)/9/30	0%	30%

### 2) 同一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れ額の合計額の限度額の変更

本経過措置が租税回避等にも利用されていることを踏まえ、その防止を図る観点からの見直しとして、同一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が下記を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用は認められない。

	現行	改正案
課税仕入れの額の合計額（その年又は事業年度）	10 億円	1 億円

(注) 上記の改正は、2026(R8)年 10 月 1 日以後に開始する課税期間から適用される。

### 3. その他

#### (1) 暗号資産に係る課税関係の見直し

金融商品取引法等の改正を前提に、次の措置が講じられる。

- 暗号資産の譲渡を有価証券に類するもの（現行：支払手段に類するもの）の譲渡として、引き続き消費税は非課税とされる。
- 消費税の課税売上割合の計算上、暗号資産の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の5%相当額が資産の譲渡等の対価の額（分母）に算入される。
- 暗号資産の貸付けについて消費税は非課税とされるほか、所要の措置が講じられる。

（注）上記の改正は、金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用される。

#### (2) 輸出取引の代金を現金等により受領したものに係る輸出免税証明書類の見直し

輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けのうち、その輸出取引の代金を現金等により受領したものについては、消費税の輸出免税の適用を受ける場合には、輸出したことを証する書類として、現行の証明書類に加えて、輸入国における輸入許可書等（その電磁的記録を含む）を保存しなければならない。

（注）上記の改正は、2026(R8)年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用される。

#### (3) 国内に所在する不動産に関する役務提供等に対する課税の見直し

国内に所在する不動産を非居住者が取得する事例が増加傾向にあることから、非居住者が国内に所在する不動産の売買等を行う際に負担する仲介手数料等について、居住者との公平性の観点から以下の見直しが行われる。

非居住者に対して行う国内に所在する不動産に係る役務の提供等について、消費税の輸出免税の適用対象から除外されるほか、所要の措置が講じられる。

（注）上記の改正は、2026(R8)年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用される。ただし、同年3月31日までに締結した契約に基づき同年10月1日以後に資産の譲渡等を行った場合には、適用されない。

## 個人所得課税

### 1. 物価上昇局面における対応及び成長投資拡大に向けた環境整備

#### (1) 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設

##### 1) 基礎控除

物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少するという課題への対応として、基礎控除の本則部分は、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗じることで調整される。また、特例部分についても次の見直しが行われる。

合計所得金額	控除額					
	本則部分		特例部分		合計	
	現行 (R7)	改正案 (R8・9)	現行 (R7)	改正案 (R8・9)	現行 (R7)	改正案 (R8・9)
132万円以下	58万円	62万円	37万円	42万円	95万円	104万円
132万円超 336万円以下	58万円	62万円	30万円	42万円	88万円	104万円
336万円超 489万円以下	58万円	62万円	10万円	42万円	68万円	104万円
489万円超 655万円以下	58万円	62万円	5万円	5万円	63万円	67万円
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円	0円	0円	58万円	62万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	48万円	0円	0円	48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円	0円	0円	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円	0円	0円	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円	0円	0円	0円	0円

(注) 1 この改正は、2026(R8)年分以後の所得税に適用され、給与等及び公的年金等の源泉徴収については2027(R9)年1月1日以後支払分から適用される。

2 2028(R10)年分以後の特例部分は、合計所得金額が132万円以下の場合に37万円とされ、132万円を超える場合は0円とされる。

## 2) 扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額の要件

基礎控除の本則部分の引上げに併せて、扶養親族の合計所得金額の要件等が引き上げられる。

	現行	改正案
扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額の要件	58万円以下	62万円以下
ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等の合計額の要件	58万円以下	62万円以下
勤労学生の合計所得金額の要件	85万円以下	89万円以下

(注) これらの改正は、2026(R8)年以後の所得税に適用される。

## 3) 給与所得控除の最低保障額

基礎控除の本則部分と同様の措置が講じられるとともに、2026(R8)年及び2027(R9)年の最低保障額を引き上げる特例が創設される。

	控除額					
	本則部分		特例部分		合計	
	現行 (R7)	改正案 (R8・9)	現行 (R7)	改正案 (R8・9)	現行 (R7)	改正案 (R8・9)
給与所得控除の最低保障額	65万円	69万円	0円	5万円	65万円	74万円

(注) 1 この改正は、2026(R8)年分以後の所得税に適用され、源泉徴収については2027(R9)年1月1日以後支払分から適用される。

2 特例部分は、年末調整で適用される。

#### 4) ひとり親控除の拡充

ひとり親の子育てに係る負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の控除額が引き上げられる。

	現行	改正案
ひとり親控除の控除額	35万円	38万円

(注) この改正は、2027(R9)年分以後の所得税に適用される。

#### 5) 個人住民税の改正

所得税における1)～4)の見直しに伴い、個人住民税についても所要の措置が講じられる。

##### (2) その他（非課税限度額の見直し）

###### 1) 通勤のため自動車等を使用する者が受ける通勤手当

- 通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が引き上げられる。

現行		改正案	
通勤距離	非課税限度額	通勤距離	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上65km未満	38,700円
		片道65km以上75km未満	45,700円
		片道75km以上85km未満	52,700円
		片道85km以上95km未満	59,600円
		片道95km以上	66,400円

- 一定の要件を満たす駐車場等を利用してその料金を負担する者の1月当たりの非課税限度額が、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの駐車場等の料金相当額（上限5,000円）を加算した金額とされる。

###### 2) 使用者からの食事の支給により受ける経済的利益等

- 使用者からの食事の支給により受ける経済的利益及び使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金額の非課税限度額が引き上げられる。

	非課税限度額	
	現行	改正案
使用者からの食事の支給により受け る経済的利益	3,500円／月	7,500円／月
使用者が深夜勤務に伴う夜食の現 物支給に代えて支給する金額	300円／回	650円／回

##### (3) 住宅・土地税制（住宅ローン控除の拡充）

- 適用期限が2030(R12)年12月31日まで5年延長される。
- 既存住宅のうち省エネ性能の高い、①認定住宅、②ZEH水準省エネ住宅及び③省エネ基準適合住宅（以下「認定住宅等」）のうち省エネ基準適合住宅を除く認定住宅等に係る借入限度額が現行の3,000万円から3,500万円に引き上げられるとともに、子育て世帯等（以下「特例対象個人」）への上乗せ措置の対象が認定住宅等の既存住宅にも拡充される。
- 認定住宅等の既存住宅の控除期間が現行の10年間から13年間に拡充される。
- 床面積要件について、40m<sup>2</sup>に緩和されている特例の適用範囲が既存住宅にも拡充される（ただし、合計所得金額が1,000万円を超える年は適用されない）。特例対象個人で、本特例を利用しない場合には、借入限度額の上乗せ措置を利用できることとされる。

## 2. 資産形成の促進に向けた取組みの拡充と金融を通じた経済成長

### (1) NISA の拡充

- 次世代の資産形成を支援する観点から、つみたて投資枠の対象年齢が 0 歳まで拡充される（以前のジュニア NISA は、2023 年末で廃止され、現行は 18 歳以上（1 月 1 日現在）が口座開設可能）。
- 口座保有者である子が 0~17 歳の間、年間投資枠は 60 万円、非課税保有限度額は 600 万円とされ、子の年齢が 12 歳以降、子の同意を得た場合のみ、親権者等による払出しが可能とされる。
- 国内市場を対象とした一定の株式指数及び一定の広がりのある地域を対象とした先進国・新興国の株式指数単体で組成された投資信託商品が、つみたて投資枠の対象となる指数に追加される。また、幅広い世代の資産運用ニーズに応える観点から、債券が運用資産の 50% を超える投資信託が対象に加えられる。

### (2) 暗号資産の分離課税化等

- 金融商品取引法等の改正を前提に、暗号資産取引業（仮称）を行う者に対して金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等（特定暗号資産）の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等は他の所得と分離して 20%（所得税 15%、個人住民税 5%）の税率で課税される。
- 特定暗号資産の譲渡損失について、3 年間の繰越控除制度が創設される。
- これらの改正は、金融商品取引法の改正法が施行された年の翌年 1 月 1 日以後の特定暗号資産の譲渡等に適用される。
- 総合課税の譲渡所得の基準となる暗号資産について、以下の措置が講じられる。この改正は、金融商品取引法の改正法が施行された年の翌年分以後の所得税に適用される。
  - 5 年超保有資産に係る譲渡所得の金額の計算上 2 分の 1 とする措置は適用されない。
  - 譲渡損失について、他の総合課税の対象となる所得との損益通算は適用されない。
- 譲渡益について、譲渡所得の特別控除額は控除されない。

## 3. 公平な納税のための環境整備

### (1) 特定の基準所得金額の課税の特例の見直し

税負担の公平性の確保を図る観点から、2025(R7)年分の所得税から適用されている「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」について、次の見直しが行われる。

	現行	改正案
特別控除額	3 億 3,000 万円	1 億 6,500 万円
税率	22.5%	30%

（注）この改正は、2027(R9)年分以後の所得税に適用される。

### (2) ふるさと納税の見直し

個人住民税におけるふるさと納税の特例控除額について、次の見直しが行われる。

	現行	改正案
控除限度額	個人住民税所得割額の 20%	個人住民税所得割額の 20% と次の金額のいずれか低い金額 • 道府県民税 77 万 2,000 円（指定都市：38 万 6,000 円） • 市町村民税 115 万 8,000 円（指定都市：154 万 4,000 円）

（注）この改正は、2028(R10)年度分以後の個人住民税に適用される。

#### 4. 防衛力強化に係る財源確保のための税制上の対応

防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保する観点から、新たな付加税として、防衛特別所得税（仮称）が課される。併せて、家計負担が増加しないよう復興特別所得税の税率が引き下げられる（防衛特別所得税（仮称）と復興特別所得税の合計は、従来の復興特別所得税の額と同じである）。また、復興財源の総額を確実に確保する観点から、課税期間が10年間延長される。

##### (1) 防衛特別所得税（仮称）の創設

	改正案
納税義務者	所得税の納税義務者及び所得税の源泉徴収義務者
税額の計算	その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額

（注）課税期間は、2027(R9)年以後の当分の間とされる。

##### (2) 復興特別所得税の税率の引下げ及び課税期間の延長

	現行	改正案
税率	2.1%	1.1%
課税期間	2037(R19)年まで	2047(R29)年まで

（注）この改正は、2027(R9)年分以後の所得税等に適用される。

#### 5. 同族会社以外の法人（特定法人）が発行した社債の利子等への課税区分の見直し

##### (1) 改正の背景

社債の利子等は原則、利子所得として分離課税であるが、同族会社から支払を受ける一定の利子等は2013(H25)年度及び2021(R3)年度税制改正により総合課税とされた。同族会社との間に第三者を介在させて支払いを受ける利子等についても、新たに総合課税の対象に追加される。

##### (2) 見直しの内容

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人（以下「特定法人」）が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合(\*1)における当該利子は、総合課税の対象とされる。また、その同族会社の役員等が支払を受ける当該特定法人が発行した社債の償還金についても、総合課税の対象とされる。

(\*1) 「実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合」とは、特定法人が発行した社債に係る債務についての同族会社による保証の契約その他の契約の内容その他の状況からみて、同族会社の役員等が特定法人が発行した社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合をいう。

##### (3) 適用関係

2026(R8)年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用される。なお、同日以前に発行済みの社債についても適用対象となることに留意されたい。

##### (4) 留意点

「同族会社の役員等」や「特定法人」の範囲、「実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合」の具体的な判定基準については、大綱に明記されていないため、今後の動向を注視されたい。

(5) 改正の経緯と想定されるパターン毎の社債利子の課税区分

	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
イメージ図	<p>個人株主 X 同族会社 A 社債利子</p>	<p>個人株主 X (*1) 同族会社 B 同族会社 A 社債利子</p>	<p>役員等 X (*2) 同族会社 A 特定法人 B 社債利子 支給関係はないが、同族会社による保証契約等がある</p>	<p>役員等 X (*2) 役員等 Y (*2) 同族会社 A (特定法人) 同族会社 B (特定法人) 社債利子 債務保証等</p>
2016(H28)年1月1日以後	総合課税	分離課税	分離課税	分離課税
2021(R3)年4月1日以後	総合課税	総合課税	分離課税	分離課税
現行	総合課税	総合課税	今回の改正点 分離課税	分離課税
改正案	総合課税	総合課税		総合課税

(\*1) 同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人（法人との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある個人等）及びその親族等（事実上婚姻関係と同様の事情にある者など政令で定める者）が支払を受けるものをいう。

(\*2) 同族会社の役員等X(Y)が、実質的にその同族会社A(B)から支払を受けるものと認められる場合をいう。

## 資産課税

### 1. 貸付用不動産等の評価方法の見直し

#### (1) 改正の背景

2025(R7)年11月に国税庁から公表された「財産評価を巡る諸問題」で賃貸不動産の市場価格と通達評価額のかい離を利用した相続対策や小口化商品の贈与事例等に対する問題提議がされていた。これまでこうした事例に対して財産評価基本通達総則6項に基づく課税処分を行うこと等により個別に対応がされてきたが、納税者の予見可能性を確保し、評価の適正化及び課税の公平性を図る観点から、その取引実態等を考慮し、評価方法そのものの見直しが行われる。

#### (2) 見直しの内容

対象となる貸付用不動産		対象となる貸付用不動産の取得時期	評価方法
(イ)	被相続人等が対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産	課税時期前5年以内が対象	課税時期における通常の取引価額に相当する金額(*1)
(ロ)	不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産 (いわゆる不動産小口化商品)	取得時期にかかわらず対象	課税時期における通常の取引価額に相当する金額(*2)

- (\*1) 課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の 100 分の 80 に相当する金額によって評価することが可能となる。
- (\*2) 課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額又は定期報告書等に記載された不動産の価格等を参照して求めた金額によって評価することができる」とされる。ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、上記(1)に準じて評価（取得時期や評価の安全性を考慮）される。

#### (3) 適用関係

2027(R9)年 1 月 1 日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用される。

ただし、上記(2)(イ)の改正については、当該改正が通達に定められる日までに、被相続人等がその所有する土地（同日の 5 年前から所有しているものに限る）に新築をした家屋（同日において建築中のものを含む）には適用されない。

#### (4) 留意点

取引相場のない株式の評価においては、財産評価基本通達 185 にて評価会社が課税時期前 3 年以内に取得等をした不動産について、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価するものとされている。この点、評価会社が貸付用不動産を取得等した場合の取扱いについては、大綱に明記されていないため、今後の動向を注視されたい。

## 2. 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

#### (1) 改正の背景

父母・祖父母等の直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（最大 1,500 万円の非課税）について、これまでの本措置利用の実態や格差固定化の懸念、その他教育費の無償化や負担軽減の進展、NISA の拡充等を踏まえ、見直しが行われる。

#### (2) 見直しの内容

2026(R8)年 3 月 31 日までとされている教育資金管理契約に基づく信託等可能期間は、延長されずに終了する。

ただし、同日までに拠出された金銭等については、引き続き本措置を適用できる。

## 3. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度における特例承継計画の提出期限の見直し

#### (1) 制度の概要

後継者が経営者から非上場株式等を贈与又は相続により取得した場合に、一定の要件のもと、贈与税・相続税の納税が 100% 猶予される制度である。要件の一つとして、特例承継計画を策定し、都道府県に提出する必要がある。

#### (2) 見直しの内容

特例承継計画の提出期限が 1 年 6 月 延長され、2027(R9)年 9 月 30 日までとされる。



#### (3) 留意点

特例承継計画の提出期限は 1 年 6 月 延長されたが、当該納税猶予の特例制度自体の適用期限の延長は、今回も大綱に記載されておらず、2027(R9)年 12 月 31 日までの相続・贈与が対象であることから、適用期限の到来を見据え、早期に事業承継に取り組むことが期待される。

適用期限後のあり方については、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、2027(R9)年度税制改正において結論を得る旨が大綱に記載されているため、今後の動向を注視されたい。

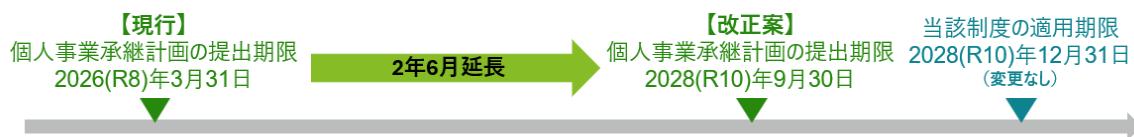
#### 4. 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における個人事業承継計画の提出期限の見直し

##### (1) 制度の概要

後継者が事業主から個人事業に係る資産を贈与又は相続により取得した場合に、一定の要件のもと、贈与税・相続税の納税が100%猶予される制度である。要件の一つとして、個人事業承継計画を策定し、都道府県に提出する必要がある。

##### (2) 見直しの内容

個人事業承継計画の提出期限が2年6月延長され、2028(R10)年9月30日までとされる。



##### (3) 留意点

個人事業承継計画の提出期限は2年6月延長されたが、当該納税猶予制度自体の適用期限の延長は、今回も大綱に記載されておらず、2028(R10)年12月31日までの相続・贈与が対象であることから、適用期限の到来を見据え、早期に事業承継に取り組むことが期待される。適用期限後のあり方については、3(3)と同様。

### その他今後の検討課題

#### 1. 第1の柱の「市場国への新たな課税権の配分等」（利益A）及び「移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化」（利益B）

OECD/G20のBEPS包摂的枠組み第1の柱に関して、大綱には具体的な内容が記載されない一方、前文において、第1の柱の「市場国への新たな課税権の配分等」（利益A）及び「移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化」（利益B）に関する昨年と同様の記載が残った。

利益Aに関しては、多数国間条約の早期署名に向けて、引き続き国際的な議論に積極的に貢献し、今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討される。

また、利益Bについては、今後、国際的な議論及び各国の動向を踏まえて対応を検討することとし、当面は実施しないとのスタンスが維持されている。

第1の柱に関しては、日本国内だけでなく、国際的な状況を引き続き注視する必要がある。



## 令和8年度税制改正トピックス

令和8年度税制改正について、最新の情報を集めて掲載しています。

[www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform](http://www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform)

### 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

### お問い合わせ

#### デロイト トーマツ税理士法人

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

email [tax.cs@tohmatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatsu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("Deloitte Global") 、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課すまたは拘束されることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーフームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーフームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、バンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアランブル、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。

“Making an impact that matters”をバーバス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMS それぞれの認証範囲はこちらをご覧ください  
<https://www.bsigroup.com/clientDirectory>